保　安　規　程　（例）

第１章　総則

　〔目　　的〕

第１条　　　○○○○　株式会社　　△△　工場　　　　　（以下「当事業場」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第４２条第１項の規定に基づき、この規程を定める。

　〔効　　力〕

第２条　当事業場の経営者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守する。

　〔細則の制定〕

第３条　この規程を実施するため、必要を認められる場合には、別に細則を制定する。

　〔規程等の改正〕

第４条　この規程又は前条に定めた細則の制定又は改正にあたっては、電気主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定する。

第２章　保安業務の運営体制

　〔保安業務の監督〕

第５条　電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務は、　　代表取締役　　　（以下「総括管理者」という。）が統括管理し、電気主任技術者を別図第１のように配置して、その監督にあたらせる。

第６条　電気主任技術者の保安監督の職務は、次の事項について行う。

(ｲ)　電気工作物にかかる従業者に対する保安教育に関すること。

(ﾛ)　電気工作物の工事に関すること。

(ﾊ)　電気工作物の保守に関すること。

(ﾆ)　電気工作物の運転操作に関すること。

(ﾎ)　災害対策に関すること。

(ﾍ)　保安業務の記録に関すること。

(ﾄ)　保安用機材及び書類の整備に関すること。

２　電気主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行う。

(選任形態が専任（常駐）の場合は不要)

第７条　電気主任技術者が、常時勤務しない勤務形態の場合、その執務は、次の各号に定めるところにより行う。また、電気主任技術者の常時勤務する場所及び連絡方法については、受電室その他見やすい箇所に掲示しておく。

一　出勤する回数は電工作物の設置、改造等の工事の場合には必ず出勤し立ち会うこととするが、やむを得ない場合には１週につき１回以上、その他の場合にあっては月１回以上とする。

二　勤務する時間は１回につき　４　時間以上とする。

　〔設置者の義務〕

第８条　電気工作物に関する保安上重要な事項を決定し又は実施しようとするときは、電気主任技術者の意見を求める。

２　電気主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重する。

３　法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合は、電気主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定する。

４　所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気主任技術者を立ち会わせる。

　〔従業者の義務〕

第９条　電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従う。

　〔電気主任技術者不在時の措置〕

第10条　電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておく。

２　代務者は、電気主任技術者の不在時には電気主任技術者に指示された職務を誠実に行う。

　〔電気主任技術者の解任〕

第11条　電気主任技術者は次の各号の１に該当する場合には、解任することができる。

一　電気主任技術者が病気等により欠勤が長期にわたり、保安の確保上不適当と認められたとき。

二　電気主任技術者が法令又はこの規程に定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。

三　電気主任技術者が刑事事件により起訴されたとき。

２　前項に該当する場合、又は電気主任技術者が昇進、転任若しくは退職等の場合のほか、その意に反して解任されない。

第３章　保安教育

　〔保安教育〕

第12条　総括管理者は、電気主任技術者の意見を聞き、保安に係る従業者に対し、事業場の実態に即した必要な知識及び技能の教育を年１回以上行う。

　〔保安に関する訓練〕

第13条　総括管理者は、電気工作物の保安に係る従業者に対し、災害その他電気事故が発生した時の措置について年１回以上実地訓練を行う。

第４章　工事の計画及び実施

　〔工事計画〕

第14条　総括管理者は、電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、電気主任技術者の意見を求める。

２　電気主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「保修工事」という。）計画を立案し、総括管理者に承認を求める。

　〔工事の実施〕

第15条　電気工作物に関する工事の実施にあたっては、電気主任技術者の監督のもとにこれを施工する。

２　当事業場の電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、電気主任技術者の監督のもとに常に責任の所在を明確にするとともに、完成した場合には、電気主任技術者においてこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引き取る。

第５章　保守

　〔法定自主検査の実施〕

第16条　法令で自主検査が定められている電気工作物については、検査毎に電気主任技術者の指導・監督のもと必要な責任者を定め、法令に従い自主検査を行う。

　〔使用前自己確認の実施〕

第16条の２　法令で使用前自己確認が定められている電気工作物については、電気主任技術者の指導・監督のもとで実施し、経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認する。

　〔巡視、点検、測定〕

第17条　電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第１に定める基準に従い、電気主任技術者において、総括管理者の承認を得て計画的に実施し、その結果について総括管理者まで報告する。

　〔サイバーセキュリティの確保〕

第17条の２　電気工作物の保安を確保するため、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」及び「○○マニュアル等別で定めるもの」に基づき、サイバーセキュリティの確保のための適切な処置を講ずる。（「○○マニュアル等別で定めるもの」が無い場合は「及び「○○マニュアル等別で定めるもの」」の記載不要）

第18条　総括管理者は、巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するように維持する。

　〔事故の再発防止〕

第19条　事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ、臨時に精密検査を行いその原因を究明し、再発防止に遺漏のないように措置する。

第６章　運転又は操作

　〔運転又は操作等〕

第20条　電気主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器、その他の機器の操作順序及び方法等について定める。

２　電気主任技術者若しくは代務者又は従業者は、事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い、所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受け、適切な応急処置をとる。

３　前項の連絡又は報告すべき事項並びに経路は、受電室その他見やすい場所に掲示しておく。

４　受電用遮断器の操作にあたっては、電気事業者の事業所に必要に応じて連絡する。

第７章　長期間の保管

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(発電設備又は蓄電所がない場合は不要)

　〔発電設備又は蓄電所の長期間の保管〕

第21条　発電設備又は蓄電所を相当期間にわたり保管する場合には、次の措置等必要な対策を講じる。

一　休止設備と運転設備の区分を明確にし、事故防止等に必要な対策を講じる。

二　主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防錆、防湿等の対策を講じる。

　〔発電設備又は蓄電所の運転の開始〕

第22条　発電設備又は蓄電所を相当期間保管の後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じて試運転を行い、保安の確保に万全を期する。

第８章　災害対策

　〔防災体制〕

第23条　非常災害時その他の災害に備えて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができるような体制を整備しておく。

第24条　電気主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

２　電気主任技術者は、災害時の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができる。

第25条　災害時等において、中部電力(株)と連絡がとれない場合においては、連絡がとれるまでの間、発電設備の運転を停止する。(発電設備のない場合は不要)

第９章　記録

　〔記　　録〕

第26条　電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、次に定めるところにより記録し、法令上又は保安上必要な期間保存しなければならない。

(1)巡視、点検、試験及び測定記録

(2)電気事故記録

(3)保修工事報告書（記録)

(4)主要電気機器の設備台帳

(5)法定事業者検査記録

(6)使用前自己確認結果記録

(7)保安・防災教育記録

第１０章　責任の分界

　〔責任の分界〕

第27条　中部電力（株）の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は電力需給契約書のとおりとする。

　〔需要設備の構内〕

第28条　需要設備の構内は別図第２のとおりとする。

　〔発電設備と需要設備等との設備区分〕(発電設備のない場合は不要)

第29条　発電設備と需要設備等との設備区分は送電関係一覧図及び単線結線図等により、それらの区分を明確にしておく。

第１１章　整備その他

　〔危険の表示〕

第30条　受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険の恐れのあるところには、人の注意を喚起するような表示を設ける。

　〔測定器具類の整備〕

第31条　電気工作物の保安上必要とする測定器具は、これを適正に保管する。

　〔設計図書類の整備〕

第32条　電気工作物に関する設計図、仕様書及び取扱説明書等については、必要な期間整備保管する。

　〔手続き書類の整備〕

第33条　関係官庁及び電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書については、必要な期間その写しを保存する。

　別図第１（例）

保安に関する組織図

　　　　 （専任の場合） （兼任・兼務の場合）

　　　　　　　　代表取締役 　　 代表取締役

○○工場長

 　　　　 　　　　○○工場長 　 △△工場長

　　　　　　 　　設備課

 　　　 設備課　　　　　 　設備課

　　　　　　 電気主任技術者

 　 電気主任技術者 電気係

 兼任　 （代務者）

　　　　　　　　 電気係

　　　　　　　 （代務者） 　　　 電気係

　別図第２（例）

使用区域図

責任分界点

工場棟

駐車場

屋外型

キュービクル

構内第１柱

**別表１　巡視点検測定並びに手入基準**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検種別  | 外部点検 | 定期点検 | 精密点検 | 測　　　　　　　　定 |
|
| 対象 | No | 周期 | 点検項目 | No | 周期 | 点検項目 | No | 周期 | 点検項目 | No | 周期 | 点検項目 |
| 　　　　　　　受　　　　　　　変　　　　　　　電　　　　　　　設　　　　　　　備 | 断路器 | 123 | 毎月毎月毎月 | 受と刃物の接触、過熱、変色、ゆるみ汚損、異物付着その他必要事項 | 1234 | １年１年１年１年 | 停止して受と刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合損傷、亀裂操作装置の機能その他必要事項 |  |  |  | 123 | １年１年１年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定その他必要事項 |
| 遮断器開閉器類 | 123 | 毎月毎月毎月 | 外観点検、汚損、ガス・空気・油漏れ、亀裂、過熱、発錆、損傷、異常音、各種圧力指示、点灯、異臭その他必要事項 | 1234567 | １年１年１年１年１年１年１年 | 停止して外部の損傷腐食、過熱、油量、発錆、変形、ゆるみ、操作具合、機構付属装置の状態油の汚れ、必要によりその特性調査接地線接続部制御回路の機能その他必要事項 | 1234 | ２年又は一定の遮断回数による１年 | 停止して内部について接触子の荒れ具合ゆるみ、変形、焼損、損傷操作機構及び付属装置の各部点検遮断速度測定（開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む）その他必要事項 | 12345678 | １年１年３年１年５年１年１年１年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定絶縁油試験遮断器動作特性真空バルブの劣化測定保護継電器の動作特性試験ガス圧測定その他必要事項 |
| 母線 | 12 | 毎月毎月 | 必要により特定部位のものについて行う。（点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜すい）その他必要事項 | 1234 | １年１年１年１年 | 母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱接続部分、クランプ類の腐食、損傷、過熱、ゆるみがいし類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみその他必要事項 | 12 | ３年１年 | 必要により特定対象を定めて行う。（点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜すい）その他必要事項 | 12 | １年１年 | 絶縁抵抗測定その他必要事項 |
| 受電用変圧器 | 123 | 毎月毎月毎月 | 本体の外部点、漏油、損傷、汚損、変形、ゆるみ、発錆、腐食、振動、音響、油量、温度、各種圧力付属装置の点検動作状態、取付状態その他必要事項 | 12345 | １年１年１年１年１年 | 停止して各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、油量付属装置各部の点検（機能及び状態）油の汚れ、必要により特性調査接地線接続部その他必要事項 | 123 | ５年～10年５年１年 | 停止して内部について点検（コイル接続部、リード線、鉄心、その他各部）付属装置及び機器の内部点検その他必要事項 | 1234567 | １年１年３年１年１年１年１年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定絶縁油試験保護継電器の動作特性試験絶縁油レベル測定ガス圧測定その他必要事項 |
| 計器用変成器 | 12 | 毎月毎月 | 外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、油漏れ、油量、温度、音響、ヒューズの異常その他必要事項 | 123 | １年１年１年 | 停止して各部の損傷、腐食、接触、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、油漏れ、ヒューズの異常接地線接続部その他必要事項 | 123 | ３年２年１年 | 油入式について、停止して内部の点検必要により油の汚れ及び特性調査その他必要事項 | 1234 | １年１年３年１年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定絶縁油試験その他必要事項 |
| 避雷器 | 12 | 毎月毎月 | 外部の損傷、亀裂、ゆるみ、汚損その他必要事項 | 123 | １年１年１年 | 外部の損傷、亀裂、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常接地線接続部その他必要事項 |  |  |  | 123 | １年１年１年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定その他必要事項 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検種別  | 外部点検 | 定期点検 | 精密点検 | 測　　　　　　　　定 |
| 対象 | No | 周期 | 点検項目 | No | 周期 | 点検項目 | No | 周期 | 点検項目 | No | 周期 | 点検項目 |
| 　　　受　　　変　　　電　　　設　　　備 | 配電盤（責任分界用開閉器の継電器を含む） | 123 | 毎月毎月毎月 | 計器の異常、表示表示灯の異常操作、切換開閉器などの異常その他必要事項 | 123 | １年１年１年 | 裏面配線の塵埃、汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線接地線接続部その他必要事項 | 123 | ２年２年１年 | 停止して各部の損傷、過熱、ゆるみ、断線、接触、脱落端子、配線符号その他必要事項 | 12345 | １年１年１年１年１年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定保護継電器の動作特性試験計器較正、シーケンス試験その他必要事項 |
| 電力用コンデンサ | 1 | 毎月 | 本体外部点検、漏油、汚損、音響、振動 | 12 | １年１年 | 外部の損傷、腐食接地線接続部 |  |  |  | 12 | １年１年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定 |
| 蓄電池 | 1234 | 毎月毎月毎月毎月 | 液面、沈殿物、色相、極板湾曲、離隔板、端子のゆるみ、損傷充電装置の動作状態電池の電圧その他必要事項 | 123 | １年１年１年 | 木台、がいしの腐食、損傷、耐酸塗料のはくり床面の腐食、損傷その他必要事項 | 123 | ３年３年１年 | 充電装置の内部点検必要により対象を定めて行う。その他必要事項 | 12345 | 毎月毎月毎月１年１年 | 比重測定液温測定電圧測定絶縁抵抗測定（充電装置）その他必要事項 |
| 受電設備全般 | 1 | 毎日 | 巡視点検 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　　　配　　　電　　　設　　　備　　　（屋外電線路を含む） | 断路器遮断器開閉器類 |  |  | 受変電設備と同じ |  |  | 受変電設備と同じ |  |  | 受変電設備と同じ |  |  | 受変電設備と同じ |
| 配電用変圧器 |  |  | 受変電設備と同じ |  |  | 受変電設備と同じ |  |  | 受変電設備と同じ |  |  | 受変電設備と同じ |
| その他付属設備 | 1 | 毎月 | 必要により特定範囲のものについて行う。 | 1 | １年 | 母線、がいし、クランプ、支持物などは受変電設備に準じて行う。（停止せず） | 12 | ２年１年 | 必要により特定対象を定めて行う。（この場合停止して点検する）その他必要事項 | 123 | １年１年１年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定その他必要事項 |
| 電線及び支持物 | 123 | 毎月毎月毎月 | 電線高さ及び他の工作物樹木との離隔距離標識保護さくの状況その他必要事項 | 123 | １年１年１年 | 電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷腐食電線取付状態、弛度その他必要事項 | 123 | ３～５年１年 | 木柱の強度チェック必要により特定対象を定めて行う（点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋する）その他必要事項 | 12 | １年１年 | 絶縁抵抗測定その他必要事項 |
| ケーブル | 1234 | 毎月毎月毎月毎月 | ヘッド、接続箱、分岐箱など接続部の過熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ布設部の無断掘さく標識、他物との離隔距離その他必要事項 | 12 | １年１年 | ケーブル腐食、亀裂、損傷その他必要事項 | 123 | ５年３～５年１年 | 必要により特定対象を定めて行う（点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋する）地盤沈下の影響その他必要事項 | 123 | １年１年１年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定その他必要事項 |
| 配電設備全般 | 1 | 毎日 | 巡視点検 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 点検種別  | 外部点検 | 定期点検 | 精密点検 | 測　　　　　　　　定 |
|
| 対象 | No | 周期 | 点検項目 | No | 周期 | 点検項目 | No | 周期 | 点検項目 | No | 周期 | 点検項目 |
| 　　　負　　　荷　　　設　　　備 | 電動機その他回転機 | 12 | 毎日毎月 | 運転者が音響、回転、過熱、異臭、給油状況などについて注意する。その他必要事項 | 12345 | ３月１年１年１年１年 | 音響、振動、温度停止して各部の汚損、ゆるみ、損傷、伝達装置の異常など外部点検を行う。制御装置点検接地線接続部その他必要事項 | 123 | ３年３年１年 | 必要により特定対象を定めて行う。温度上昇等を考慮し内部分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置などの手入れ温度上昇等を考慮し、回転子引出清掃その他必要事項 | 123 | １年１年１年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定その他必要事項 |
| 電熱乾燥装置 | 123 | 毎日毎月毎月 | 運転者が温度、変形、損傷などについて注意する。接続部変色、過熱、熱線の腐食、取付点検その他必要事項 | 12 | １年１年 | 停止して各部の変形、損傷、ゆるみ、可燃物との離隔状況その他必要事項 | 12 | ３年１年 | 必要により特定対象を定めて行う。（点検箇所、部位は定期巡視点検に準じて内部点検を行う）その他必要事項 | 123 | １年１年１年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定その他必要事項 |
| 照明装置 | 12 | 毎日毎月 | 使用者が異音、汚損、不点、温度、臭気過熱などに注意する。その他必要事項 | 12 | １年１年 | 照明効果、汚損、音響、温度、コウンパウンド洩れその他必要事項 |  |  |  | 1234 | １年１年１年１年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定必要により照度測定その他必要事項 |
| 配線及び配線器具 | 1234 | 毎月毎月毎月毎月 | 開閉器の点検（湿気、じんあい等に注意）器具の損傷、腐食、分電盤スイッチ、ヒューズの適正及びゆるみ、加熱配線移動電線の施設状態、他の工作物との離隔距離その他必要事項 |  |  |  | 12 | ２年１年 | 許容電流と負荷電流の確認その他必要事項 | 1234 | １年１年１年１年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定必要により配線用遮断器及び漏電遮断器の特性試験その他必要事項 |

**非常用予備発電装置がある場合は、以下を追加**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検種別  | 外部点検 | 定期点検 | 精密点検 | 測　　　　　　　　定 |
|
| 対象 | No | 周期 | 点検項目 | No | 周期 | 点検項目 | No | 周期 | 点検項目 | No | 周期 | 点検項目 |
| 　　　非　常　用　予　備　発　電　装　置 | 原動機関係 | 1234 | 毎月毎月毎月毎月 | 燃料系統及び貯油タンクからの漏油機関の始動停止試験始動用空気タンクの圧力、バッテリー電圧その他必要事項 | 123 | １年１年１年 | 機関主要部分の点検各種弁の作動その他必要事項 | 12 | ３～５年１年 | 機関主要部分の分解、点検、測定その他必要事項 | 1 | １年 | シーケンス試験 |
| 発電機関係 |  |  | 電動機その他回転機と同じ |  |  | 電動機その他回転機と同じ |  |  | 電動機その他回転機と同じ | 1234 | １年１年１年１年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定保護継電器の動作特性試験シーケンス試験 |
| 配電盤 |  |  | 受変電設備と同じ |  |  | 受変電設備と同じ |  |  | 受変電設備と同じ |  |  | 受変電設備と同じ |

**内燃力発電設備がある場合は、以下を追加**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検種別 | 外部点検 | 定期点検 | 精密点検 | 測　　　　　　　　定 |
|
|  対象 | No | 周期 | 点検項目 | No | 周期 | 点検項目 | No | 周期 | 点検項目 | No | 周期 | 点検項目 |
| 　　　内　燃　力　発　電　設　備 | 原動機関係 | 123456 | 毎日毎日毎日毎日毎日毎日 | 燃料系統及び貯油タンクからの漏油回転数、異音、振動及び温度蓄電池の液量排気色の点検潤滑油圧力の点検その他必要事項 | 12345 | 毎月毎月指定時間毎月毎月 | 機関主要部分の点検整備ファンベルトの点検及び調整潤滑油及びフィルターの点検蓄電池の液量及び比重回転数、異音、振動及び温度 | 1234 | １年１年１年１年 | 内燃機関の分解、点検、測定ラジエーターコア部の点検、清掃保安装置の動作点検その他必要事項 | 1 | １年 | シーケンス試験 |
| 発電機関係 | 1234 | 毎日毎日毎日毎日 | 異音、異臭、振動及び過熱固定子及び軸受けの温度電圧、電流、周波数その他必要事項 | 12345 | 毎月毎月毎月毎月毎月 | 異音、振動及び温度各部の汚損、ゆるみ、損傷及び伝達装置の点検通風部の点検制御装置の点検その他必要事項 | 1234 | １年１年１年１年 | 軸受の点検手入れ又は交換発電機本体及び制御装置内部の点検及び清掃保護装置の動作点検その他必要事項 | 12345 | １年１年１年１年１年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定保護継電器の動作特性試験シーケンス試験遮断器及び漏電遮断器特性試験 |
| 配電盤 |  |  | 受変電設備と同じ |  |  | 受変電設備と同じ |  |  | 受変電設備と同じ |  |  | 受変電設備と同じ |

**太陽光発電設備がある場合は、以下を追加**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検種別  | 外部点検 | 定期点検 | 精密点検 | 測　　　　　　　　定 |
|
|  対象 | No | 周期 | 点検項目 | No | 周期 | 点検項目 | No | 周期 | 点検項目 | No | 周期 | 点検項目 |
| 　　　発　電　装　置　・　太　陽　光　発　電　設　備 | 太陽電池アレイ | 12345 | 毎月毎月毎月毎月毎月 | 表面の汚れ、破損フレームの破損、変形架台の腐食、さび外部配線の損傷その他必要事項 | 12 | １年１年 | 停止して、表面の汚れ、破損、フレームの破損、変形、架台の腐食、さび、外部配線の損傷その他必要事項  | 12 | ３年１年 | 必要により特定対象を定めて行う。（点検箇所、部位は定期巡視点検に準じる）その他必要事項 | 1 | １年１年１年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定その他必要事項 |
| 接続箱 | 123 | 毎月毎月毎月毎月 | 外箱の腐食、破損防水処理外部配線の損傷その他必要事項 | 123 | １年１年１年 | 停止して各部の変形、損傷、過熱、ゆるみ、腐食、さび、配線の損傷接地線接続部その他必要事項 | 12 | ３年１年 | 必要により特定対象を定めて行う。（点検箇所、部位は定期巡視点検に準じる）その他必要事項 | 123 | １年１年１年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定その他必要事項 |
| パワーコンディショナ | 1234 | 毎月毎月毎月毎月 | 受動作時の異音、異臭汚損、不点、温度異常、過熱、外箱の腐食、さび外部配線の損傷その他必要事項 | 123 | １年１年１年 | 停止して各部の変形、損傷、過熱、ゆるみ、腐食、さび、配線の損傷接地線接続部その他必要事項 | 12 | １年１年 | 必要により特定対象を定めて行う。（点検箇所、部位は定期巡視点検に準じる）その他必要事項 | 12345 | １年１年１年１年１年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定保護継電器の動作特性試験計器校正、シーケンス試験その他必要事項 |